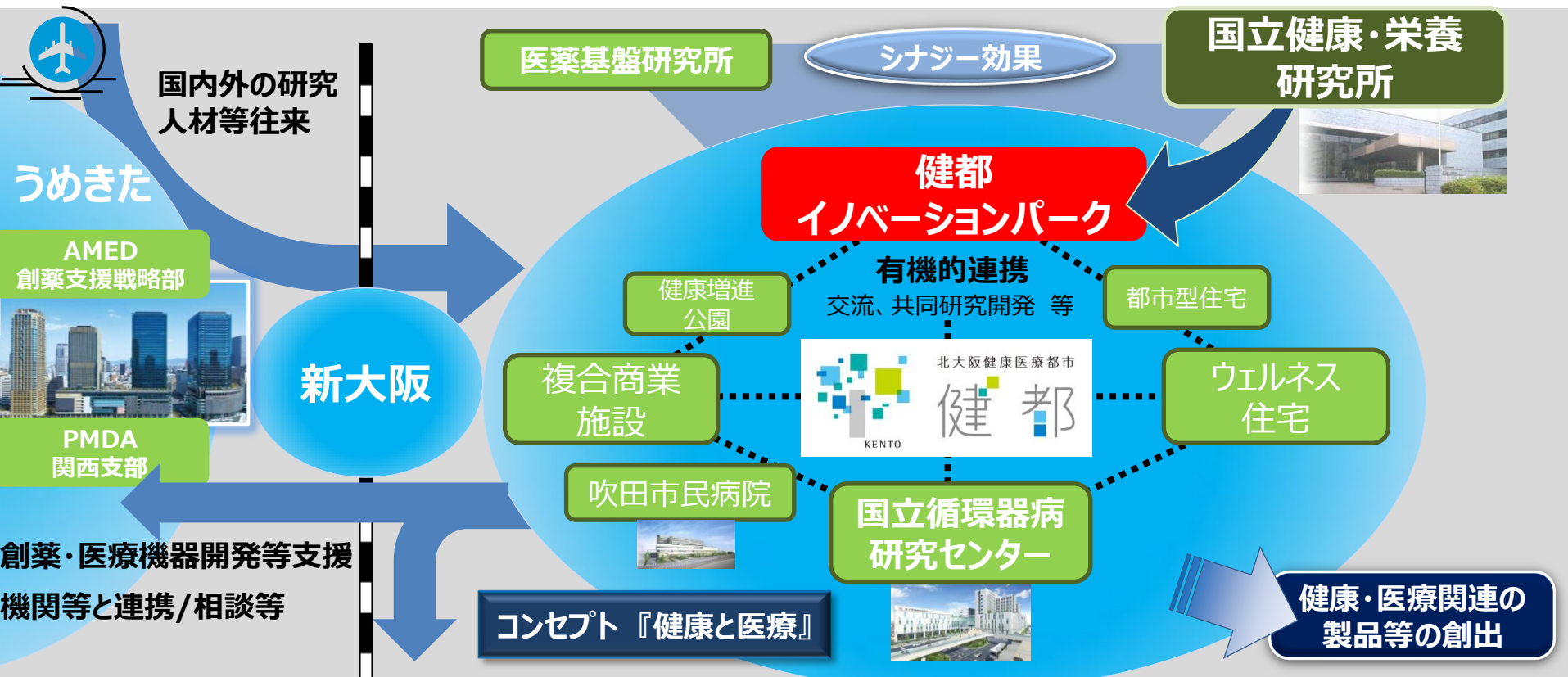


国立健康・栄養研究所（政府関係機関）の移転

資料5

- H28.3策定の政府関係機関移転基本方針に基づき、移転の詳細や地元の受入体制について、府と厚生労働省、医薬基盤・健康・栄養研究所との間で協議を行い、**当該研究所の大阪府への全部移転について、関係者が協力して推進する方針を決定（H29.3）【⇒別紙】**
- 健都への移転実現により、府内健康関連企業等との連携によるイノベーション創出や市町村との連携による府民の健康寿命延伸等を期待



平成 29 年 3 月 31 日

国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針

厚生労働省
国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府

「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、大阪府と厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が中心となり、移転の詳細や地元の受け入れ体制について検討を進めてきた国立健康・栄養研究所の大阪府への全部移転については、以下の方針により関係者が協力して推進することとする。

1. 移転の形態
・国立健康・栄養研究所は、東京都新宿区戸山から大阪府に全部移転する。
2. 移転先
・大阪府摂津市に位置する北大阪健康医療都市（愛称：健都）の健都イノベーションパーク内とする。
3. 移転先の施設
・健都イノベーションパークに建設される民間賃貸施設とする。
4. 移転スケジュール
・平成 29 年度中に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「研究所」という。）において「国立健康・栄養研究所地域連携推進室（仮称）」（以下、「推進室」という。）を大阪府内に設置する。
・移転までの間、推進室において大阪府及び周辺地域における行政、企業、大学等との事業連携や研究連携について検討・調整を進める。
・平成 31 年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める。ただし、下記 5. の「移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方」に関する合意を条件とする。
5. 移転に向けた協議・検討事項
・移転を円滑に進めるため、移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方について、厚生労働省、研究所、大阪府等の地元自治体の間で協議・調整を行う。
・これに加え、継続的に連携方策を検討するため、厚生労働省、研究所、大阪府等の地元自治体が参画する「会議体」を設置する。
・地方創生の観点も踏まえ、地方創生推進交付金の活用も念頭に府民の健康増進、健康関連産業の振興に資する連携を積極的に進めていくものとする。
・これらのほか、移転に係る詳細事項については、引き続き、大阪府と厚生労働省、研究所との間で協議し進めていくものとする。

[方針のポイント]

- ・ 移転先：健都イノベーションパークに建設される民間賃貸施設
- ・ 平成29年度中に、研究所において「国立健康・栄養研究所地域連携推進室」を設置し、行政、企業、大学等との事業連携や研究連携について検討・調整を進める
- ・ 平成31年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める
ただし、「移転に伴い増加が見込まれる研究所の運営上の負担に対する協力の在り方」に関する合意を条件とする
- ・ 府民の健康増進、健康関連産業の振興に資する連携を積極的に進める